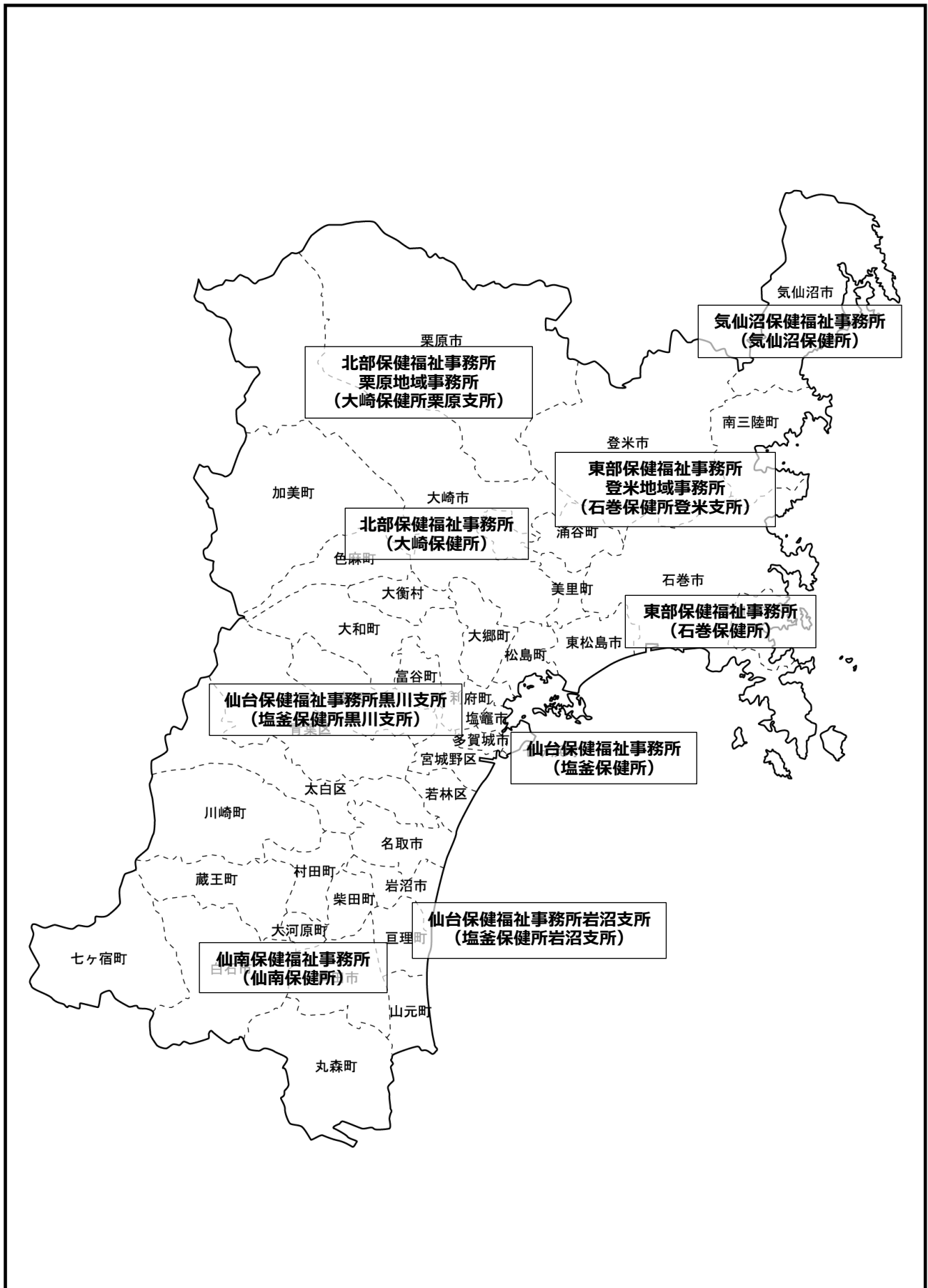


## 參考資料

1. 宮城県市町村・保健福祉事務所(保健所)位置図



## 2. 市町村の面積・世帯数・人口・高齢化率・出生率一覧

	保 福	市町村	住所	面積	世帯数	人口	高齢化率	出生率	避難所数	福祉避難 所数
				K㎡		人	%	人口千対	箇所	箇所
1	仙 南	白石市	白石市大手町1-1	286.48	14,183	32,326	36.9	4.00		
2		角田市	角田市角田字柳町35-1	147.53	11,449	27,586	37.0	4.40		
3		蔵王町	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10	152.83	4,540	11,428	38.9	4.20		
4		七ヶ宿町	刈田郡七ヶ宿町字関94	263.09	609	1,263	45.2	3.20		
5		大河原町	柴田郡大河原町字新南19	24.99	10,208	23,662	28.3	6.30		
6		村田町	柴田郡村田町大字村田字西田35	78.38	4,070	10,351	37.1	4.60		
7		柴田町	柴田郡柴田町船岡中央2-3-45	54.03	16,125	37,135	30.7	6.00		
8		川崎町	柴田郡川崎町大字前川字北原23-1	270.77	3,373	8,330	38.9	3.70		
9		丸森町	伊具郡丸森町字鳥屋120	273.30	4,952	12,425	43.5	2.30		
小計				1551.40	69,509	164,506	34.5	4.30		
10	仙 台 ( 塩 釜)	塩竈市	塩竈市北浜4丁目8-13	17.37	23,897	52,863	34.3	4.60		
11		多賀城市	多賀城市中央2丁目1番1号	19.69	27,690	61,890	25.6	7.60		
12		松島町	松島町根廻字上山王6-27	53.56	5,714	13,445	39.6	3.60		
13		七ヶ浜町	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	13.19	6,802	18,102	32.3	4.10		
14	利府町	利府町青葉台1-32	44.89	13,928	36,037	24.8	7.00			
15	仙 台 ( 岩 沼)	名取市	名取市増田字柳田244	98.18	32,520	79,439	23.6	7.60		
16		岩沼市	岩沼市桜一丁目6番20号	60.45	18,500	43,779	27.2	6.70		
17		亶理町	亶理町字悠里1	73.60	13,060	33,304	32.4	5.20		
18	山元町	山元町浅生原字作田山32	64.58	4,832	11,909	41.6	4.30			
19	仙 台 ( 黒 川)	大和町	大和町吉岡まほろば一丁目1-1	225.49	12,148	28,156	23.4	6.50		
20		大郷町	大郷町粕川字西長崎5-8	82.01	2,865	7,797	38.6	2.30		
21		富谷市	富谷市富谷坂松田30番地	49.18	20,007	52,374	21.9	6.40		
22		大衡村	大衡村大衡字平林62	60.32	2,102	5,716	30.4	6.50		
小計				862.51	184,065	444,811	20.4	5.57		
23	北 部	大崎市	大崎市古川三日町2-5-1	796.81	52,458	126,264	31.1	5.70		
24		色麻町	色麻町四竈字杉成27-2	109.28	2,078	6,463	36.1	4.30		
25		加美町	加美町字西田四番7番地1	460.67	8,168	21,983	38.1	3.80		
26		涌谷町	涌谷町涌谷字中江南278	82.16	5,970	15,110	38.4	3.90		
27		美里町	美里町牛飼字新町51番地	74.99	9,256	23,715	36.3	4.50		
小計				1523.91	77,930	193,535	32.7	4.44		
28	栗 原	栗原市	栗原市築館薬師一丁目7-1	805.55	24,847	64,102	41.3	3.90		
小計				805.55	24,847	64,102	41.3	3.90		
29	東 部	石巻市	石巻市穀町14-1	554.55	61,964	137,868	34.1	5.20		
30		東松島市	東松島市矢本字上河戸36-1	101.30	16,392	39,097	30.3	6.20		
31		女川町	女川町女川浜一丁目1-1	65.35	2,975	6,033	39.5	6.70		
小計				721.20	81,331	182,998	33.0	6.03		
32	登 米	登米市	登米市南方町新高石浦130	536.09	27,200	75,628	36.3	5.10		
小計				536.12	27,200	75,628	36.3	5.10		
33	気 仙 沼	気仙沼市	気仙沼市東新城二丁目2-1	332.44	26,162	59,662	39.5	3.60		
34		南三陸町	南三陸町志津川字沼田14-3	163.40	4,444	12,135	38.7	4.50		
小計				495.84	30,606	71,797	38.6	4.05		
合計				6496.53	495,488	1,197,377	31.9	7.80		

\*1 国土地理院調査による令和4年10月1日現在

\*2 住民基本台帳人口及び世帯数(令和4年3月末現在)宮城県震災復興・企画部統計課

\*3 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合(令和4年3月末現在)長寿社会政策課

\*4 令和3年人口動態(確定数)宮城県保健福祉部保健福祉総務課

\*1 \*2 \*2 \*3 \*4

### 3. 市町村・保健福祉事務所(保健所)災害時保健活動担当課一覽

		災害時保健活動総合窓口					備考	
		所属名・班名	住所	電話	FAX	Mail	危機対策部門担当課	電話
	宮城県保健福祉部	保健福祉総務課保健福祉政策班	仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-211-2507	022-211-2595	hohukse@pref.miyagi.lg.jp	復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 企画調整班	022-211-2382
	仙南保健福祉事務所	企画総務班	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3115	0224-53-3131	snhwfzp@pref.miyagi.lg.jp	大河原地方振興事務所 総務部総務班	0224-53-3133
1	白石市	健康推進課	白石市大手町1-1	0224-22-1362	0224-22-1320	kenkou@city.shiroishi.miyagi.jp	危機管理課消防防災係	0224-22-1452
2	角田市	健康長寿課健康推進係	角田市角田字柳町35-1	0224-62-1192 0224-61-1185 [社会福祉課]	0224-63-3975	kenko@city.kakuda.lg.jp	防災安全課	0224-63-2123
3	蔵王町	保健福祉課保健指導係	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10	0224-33-2003	0224-33-2988	hofuku@town.zao.miyagi.jp	総務課消防防災係	0224-33-2211
4	七ヶ宿町	健康福祉課健康推進係	刈田郡七ヶ宿町字関94	0224-37-2331	0224-37-2340	shichi52@town.shichikashuku.miyagi.jp	総務課総務係	0224-37-2111
5	大河原町	健康推進課	柴田郡大河原町字新南19	0224-51-8623	0224-53-3818	kenko@town.ogawara.miyagi.jp	総務課消防防災係	0224-53-2111 (内線216)
6	村田町	健康福祉課健康対策班	柴田郡村田町大字村田字西田35 (保健センター内)	0224-83-2312	0224-83-3188	mura-hok@town.murata.lg.jp	総務課防災班	0224-83-2111
7	柴田町	健康推進課保健班	柴田郡柴田町船岡中央2-3-45	0224-55-2160	0224-55-4172	health@town.shibata.miyagi.jp	総務課防災班	0224-55-2111
8	川崎町	保健福祉課健康推進係	柴田郡川崎町大字前川字北原23-1	0224-84-6009	0224-84-6090	kawa-fuku@muse.ocn.ne.jp	総務課	0224-84-2860
9	丸森町	保健福祉課健康支援班	伊具郡丸森町字鳥屋120	0224-51-9903	0224-72-3040	kenko@town.marumori.miyagi.jp	総務課消防防災班	0224-72-3020
	仙台保健福祉事務所	企画班	塩竈市北浜4丁目8-15	022-363-5502	022-362-6161	sdhwfzge@pref.miyagi.lg.jp	仙台地方振興事務所 総務部総務班	022-275-8948
1	塩竈市	福祉子ども未来部健康づくり課	塩竈市北浜4丁目8-13	022-364-4786	022-364-4787	kenkou@city.shiogama.miyagi.jp	総務部危機管理課	022-355-6491
2	名取市	健康福祉部保健センター	名取市増田字柳田244	022-382-2456	022-382-3041	hoken@city.natori.miyagi.jp	防災安全課	022-724-7166 (直通)
3	多賀城市	保健福祉部健康長寿課	多賀城市中央2丁目1番1号	022-368-1141	022-368-7394	kenko@city.tagajo.miyagi.jp	危機管理課防災減災係	022-368-1141
4	岩沼市	災害対策本部医療班 (健康福祉部健康増進課)	岩沼市桜一丁目6番20号	0223-23-0794	0223-22-1315	hokenshi@city.iwanuma.miyagi.jp	防災課防災係	0223-23-0356
5	亶理町	健康推進課 健康推進班	亶理町字悠里1	0223-34-0524	0223-34-1361	kenkou21@town.watari.miyagi.jp	総務課安全推進班	0223-34-1111
6	山元町	保健福祉課健康推進班	山元町浅生原字作田山32	0223-37-1113 内線341	0223-37-4144	hokenfukushik@town.miyagi-yamamoto	総務課危機管理班	0223-37-1111
7	松島町	健康長寿課	松島町根廻字上山王6-27	022-355-0703	022-353-3722	kenkou.matsushima@bz03.plala.or.jp	総務課環境防災班	022-354-5782
8	七ヶ浜町	健康福祉課健康増進係	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	022-357-7449	022-357-2118	hofuku@shichigahama.com	防災対策室	022-357-7437
9	利府町	保健福祉部健康推進課健康総務係	利府町青葉台1-32	022-356-1334	022-356-1303	kenkou@rifu-cho.com	総務部危機対策課危機管理係	022-767-2174
10	大和町	健康支援課 健康推進係	大和町吉岡まほろば一丁目1-1	022-345-4857	022-345-7240	kenkou@town.taiwa.miyagi.jp	総務課 危機対策室	022-345-1112
11	大郷町	保健福祉課	大郷町船川字西長崎5-8	022-359-5507	022-359-3287	kenkou@town.miyagi-osato.lg.jp	総務課防災対策室	022-359-5500
12	富谷町	保健福祉部健康推進課	富谷市富谷坂松田30番地	022-358-0512	022-358-9915	kenkousuishin@tomiya-city.miyagi.jp	防災安全課	022-358-3180
13	大衡村	保健福祉課	大衡村大衡字平林62	022-345-0253	022-345-6630	fukushi@village.ohira.miyagi.jp	総務課	022-345-5111 (内線1223)
	北部保健福祉事務所	企画班	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0707	0229-22-9449	nh-hwfp@pref.miyagi.lg.jp	北部地方振興事務所 総務部総務班	0229-91-0716
1	大崎市	民生部健康推進課保健地域医療担当	大崎市古川三日町2-5-1	0229-23-5311	0229-23-9880	kenko@city.osaki.miyagi.jp	総務部防災安全課	0229-23-5144
2	色麻町	福祉課保健係	色麻町西蔵字杉成27-2	0229-66-1700	0229-66-1717	hoken@town.shikama.miyagi.jp	総合振興課管理財消防係	0229-65-2111 (内線114)
3	加美町	保健福祉課健康推進係	加美町西田四番7番地1	0229-63-7871	0229-63-7873	hokenfukushi@town.kami.miyagi.jp	総務課危機管理室消防防災係	0229-63-5264
4	涌谷町	健康課健康づくり班	涌谷町涌谷字中江南278	0229-25-7973	0229-43-5717	er-suishin@town.wakuya.miyagi.jp	総務課防災交通班	0229-43-2116
5	美里町	健康福祉課健康推進係	美里町牛綱字新町51番地	0229-32-2945	0229-32-2942	kenkou@town.miyagi-misato.lg.jp	防災管理課防災係	0229-33-2142
	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	総務班	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2112	0228-22-7019	nh-khwfz@pref.miyagi.lg.jp	北部地方振興事務所 栗原地域事務所総務部総務班	0228-22-2121
1	栗原市	市民生活部健康推進課	栗原市築館薬師一丁目7-1	0228-22-0370	0228-22-0350	kenko@kuriharacity.jp	総務部危機管理室	0228-22-1149
	東部保健福祉事務所	企画班	石巻市東中里1-4-32	0225-95-1416 090-6853-4829	0225-94-8982	et-wfzk@pref.miyagi.lg.jp	東部地方振興事務所 総務部総務班	0225-95-1410
1	石巻市	石巻市健康部健康推進課	石巻市穀町14-1	0225-95-1111 (内線2618)	0225-23-3618	ishelpro@city.ishinomaki.lg.jp	危機対策課災害対策G	0225-95-1111 (内線4312)
2	東松島市	東松島市健康推進課	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	0225-82-1244	kenko@city.higashimatsushima.miyagi.jp	防災課	0225-82-1111
3	女川町	女川町健康福祉課	女川町女川一丁目1番地1	0225-54-3131	0225-53-5248	hokenc9@town.onagawa.lg.jp	企画課防災係	0225-54-3325
	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	総務班	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-7514 090-6853-4828	0220-22-6175	et-tmhwfz@pref.miyagi.lg.jp	東部地方振興事務所 登米地域事務所総務部総務班	0220-22-6128
1	登米市	市民生活部健康推進課	登米市南方町新高石浦130	0220-58-2116 0220-58-2111 (内線1520) 090-6853-3364	0220-58-3345	kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp	登米市総務部防災危機対策室	0220-23-7393
	気仙沼保健福祉事務所	企画総務班	気仙沼市東新城三丁目3-3	0226-22-6661	0226-24-4901	kshwfz-p@pref.miyagi.lg.jp	気仙沼地方振興事務所 総務部総務・管理班	0226-24-2591
1	気仙沼市	保健福祉部健康増進課	気仙沼市東新城二丁目2-1	0226-21-1212 0226-22-1757	0226-21-1016	kenko@kesenuma.miyagi.jp	危機管理課防災情報係R4.4	0226-22-3402
2	南三陸町	保健福祉課健康増進係	南三陸町志津川字沼田14-3	0226-46-5113	0226-46-4587	kenkou@town.minamisatruku.miyagi.jp	総務課危機対策係	0226-46-1376

#### 4. 関係機関一覧

##### 【災害拠点病院】

	医療機関名	住 所	電話番号
基幹災害 拠点病院	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	983-8520 仙台市宮城野区宮城野二丁目 11-12	022-239-1111
地域災害 拠点病院	公立刈田総合病院	〒989-0231 白石市福岡蔵本字下原沖 36 番地	0224-25-2145
〃	みやぎ県南中核病院	〒989-1253 柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5500
〃	総合南東北病院	〒989-2483 岩沼市里の杜1丁目 2-5	0223-23-3151
〃	仙台市立病院	〒984-8501 仙台市若林区清水小路 3 番地の 1	022-266-7111
〃	東北大学病院	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000 ※土・日・祝 時間外は 022-717-7011
〃	仙台赤十字病院	〒982-8501 仙台市太白区八木山本町二丁目 43-3	022-243-1111
〃	独立行政法人労働者健康安全機 構東北労災病院	〒981-8563 仙台市青葉区台原 4 丁目 3-21	022-275-1111
〃	東北医科薬科大学病院	〒983-8512 仙台市宮城野区福室 1 丁目 12-1	022-259-1221
〃	仙台オープン病院	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5 丁目 22-1	022-252-1111
〃	公益財団法人宮城厚生協会坂総 合病院	〒985-8506 塩竈市錦町 16-5	022-365-5175
〃	大崎市民病院	〒989-6183 大崎市古川穂波 3 丁目 8-1	0229-23-3311
〃	栗原市立栗原中央病院	〒987-2205 栗原市築館宮野中央 3 丁目 1-1	0228-21-5330
〃	登米市立登米市民病院	〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中 25	0220-22-5511
〃	石巻赤十字病院	〒986-8522 石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220
〃	気仙沼市立病院	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 8-2	0226-22-7100

##### 【医師会】

支部名	住 所	電話番号
仙台市医師会	仙台市若林区舟丁 64-12 仙台急患センター4F	022-227-1531
白石市医師会	白石市大手町 1-1 白石市健康センター内	0224-25-0882
柴田郡医師会	柴田郡大河原町字甲子町 3-5 平井内科内	0224-86-3167
角田市医師会	角田市角田字柳町 35-1 角田市総合保健福祉センター内	0224-62-4757
亶理郡医師会	亶理郡亶理町字悠里 1 亶理町保健福祉センター内	0223-34-9655
宮城県塩釜医師会	塩釜市錦町 7-10 塩釜医師会医療社会活動センター内	022-364-3301
黒川郡医師会	黒川郡大和町吉岡東二丁目 11-4	022-345-3378
加美郡医師会	加美郡加美町字北町二番 139-1	0229-63-2742
大崎市医師会	大崎市古川駅前大通 3-3-17	0229-22-1573
遠田郡医師会	遠田郡涌谷町字新町裏 154	0229-42-2263
桃生郡医師会	東松島市赤井字台 54-8	0225-24-6637
石巻市医師会	石巻市鑄銭場 1-27	0225-95-6238
登米市医師会	登米市迫町佐沼字下田中 25 登米市立登米市民病院救急外来棟 2F	0220-22-2084
気仙沼市医師会	気仙沼市字四反田 95-4	0226-22-0842

支部名	住 所	電話番号
栗原市医師会	栗原市築館伊豆三丁目 1-20	0228-22-2135
名取市医師会	名取市下余田鹿島 74-3 名取市休日夜間急患センター内	022-384-5633
岩沼市医師会	岩沼市桜 2-8-30 岩沼市保健センター内	0223-24-4166

## 5. 心の相談機関一覧

相談機関名	所在地	電話番号等
宮城県精神保健福祉センター	〒989-6117 大崎市古川旭五丁目 7-20	TEL 0229-23-0021 (代表) FAX 0229-23-0388 こころの電話相談 TEL 0229-23-0302
みやぎ心のケアセンター 基幹センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町 2 丁目 18-21 鹿島定禅寺ビル 3F	TEL 022-263-6615 E-Mail kokoro-kikaku@miyagi-kokoro.org
〃 石巻地域センター	〒986-0850 (石巻合同庁舎内) 石巻市あゆみ野 5 丁目 7	TEL 0225-98-6625
〃 気仙沼地域センター	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3 気仙沼保健所内	TEL 0226-23-7337
仙南保健所	〒989-1243 (大河原合同庁舎内) 柴田郡大河原町字南 129-1	TEL 0224-53-3132 FAX 0224-52-3678
塩釜保健所	〒985-0003 塩竈市北浜四丁目 8-15	TEL 022-365-3153 FAX 022-362-6161
塩釜保健所 岩沼支所	〒989-2432 岩沼市中央三丁目 1-18	TEL 0223-22-2189 FAX 0223-24-3525
塩釜保健所 黒川支所	〒981-3304 黒川郡富谷町ひより台二丁目 42-2	TEL 022-358-1111 FAX 022-358-1110
大崎保健所	〒989-6117 (大崎合同庁舎内) 大崎市古川旭四丁目 1-1	TEL 0229-87-8011 FAX 0229-23-7562
大崎保健所栗原支所	〒987-2251 (栗原合同庁舎内) 栗原市築館藤木 5-1	TEL 0228-22-2118 FAX 0229-22-7594
石巻保健所	〒986-0850 (石巻合同庁舎内) 石巻市あゆみ野 5 丁目 7	TEL 0225-95-1431 FAX 0225-96-3560
石巻保健所登米支所	〒987-0511 (登米合同庁舎内) 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	TEL 0220-22-6118 FAX 0220-22-9242
気仙沼保健所	〒988-0066 気仙沼東新城 3-3-3	TEL 0226-21-1356 FAX 0226-24-4901
中央児童相談所	〒981-1217 名取市美田園 2-1-4	TEL 022-784-3583 FAX 022-784-3586
北部児童相談所	〒989-6161 大崎市古川駅南二丁目 4 番 3 号	TEL 0229-22-0030 FAX 0229-22-0029
東部児童相談所	〒986-0812 石巻市東中里 1 丁目 4 番 32 号石巻合同庁舎内	TEL 0225-95-1121 FAX 0225-23-3473
東部児童相談所気仙沼支所	〒988-0066 気仙沼市東新城 3 丁目 3-3	TEL 0226-21-1020 FAX 0226-21-1075

令和 4 年 4 月 1 日現在

## 6. 携帯品一覧

(1) 業務用品1(訪問バッグ) …保健師1人あたりの必要数【各保健福祉事務所(保健所)で準備】

品名	数量	品名	数量
訪問バッグ	1	包帯・弾力ネット	1
小分けバッグ	1	傷用消毒薬	1
携帯用自動血圧計(乾電池付)	1	携帯用手指消毒薬(ウェルパス等)	2
電子体温計	2	滅菌ガーゼ(個包装)	10
聴診器	1	舌圧子(使い捨て)	10
ピンセット	1	エプロン(使い捨て)	5
はさみ	1	サージカルマスク(使い捨て)	20
爪切り	1	手袋(使い捨て)	20
毛抜き	1	アルコール綿(個包装)	20
ペンライトまたは懐中電灯(乾電池付)	1	綿棒(個包装)	適量
メジャー	1	絆創膏	適量
ビニール袋	適量	応急用絆創膏	適量
携帯用ウエットティッシュ	適量	湿布	適量

(2) 業務用品2(訪問バッグ以外) …1人あたりの必要数(※印は1班あたりの必要数)【保健福祉総務課で準備】

品名	数量	品名	数量
パソコン(ルーター付)	1	ビブス(名札付)	1
タブレット	1	軍手	1
携帯電話(業務用)	1	安全靴	1
フラッシュメモリ	1	トートバッグ	1
プリンター(インク付)※	1	筆記用具(黒・赤ボールペン、シャープペン、 蛍光ペン、マジック、ふせん(プラ)、ノート、ク リアファイル、フラットファイル、クリップ、ダブ ルクリップ、養生テープ、ホチキス、はさみ、カ ッター、計算機、2穴パンチ等)	1
コピー用紙※	1		
ゴミ袋(45L)※	適量		
据置用手指消毒薬(ウェルパス等)※	1		
ペーパータオル※	1		
インバーター※	1	緊急車両ステッカー(表示用)※	1
延長コードインバーター※	11	緊急車両通行証明書※	1
延長コード	1		

(3) 個人で用意する物品

品名	
職員証(身分証明書)	長靴
運転免許証	上履きまたはスリッパ
健康保険証	雨具
防災服上下	ウエストポーチ等
着替え(動きやすい服)	洗面用品
防寒着	非常食・飲料水
帽子	常備薬
運動靴(スニーカー)	虫除け

## 7. 応援派遣公衆衛生スタッフ受入時のオリエンテーション資料

\* 依頼する業務によって内容を変え、具体的に記載する。

### 【例1】 避難所活動のオリエンテーション

#### 1 活動のための準備

##### 【避難所に行く前に】

- ◆ 集合場所で、活動内容についてオリエンテーションを受けてください。
  - ・ 同じ派遣先で交代する場合は、現地（避難所等）で、前任者から引継ぎを受けてください。（次の方へも、直接現地避難所に入るよう連絡してください。）
- ◆ 配置場所は派遣公衆衛生スタッフの配置計画表のとおりです。
- ◆ 緊急連絡先をお知らせください。氏名、所属、携帯電話番号等
  - ・ 現地（避難所等）で引継ぎを受けた方は、公衆衛生スタッフ連絡先を〇〇保健所にFAX送信してください。

##### 【避難所に着いてから】

- ◆ 避難所の市町村担当者から可能な範囲で1日の流れを確認して下さい。
- ◆ 活動に必要なスペースを確保してください。（食事・休憩・宿泊場所も含めて市町村担当者と調整）
- ◆ 前任のチームがいる場合は、活動内容や避難者の状況について引継ぎを受けてください。

#### 2 活動内容

##### 【避難者の健康確認、健康相談】

- ◆ 避難者の健康管理及び処遇調整
  - ・ 随時、健康相談を実施する。
  - ・ 要援護者は、必要に応じて、福祉避難所・介護福祉施設への移動について調整を行う。
  - ・ 継続支援が必要な人には、個別支援を行い、必要に応じて受信や専門家（こころのケア）等の相談を勧める。
- ◆ 健康教育の実施（感染症予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）予防、生活不活発病予防等）
- ◆ 保健医療福祉に関する情報提供
- ◆ 衛生管理及び環境整備
- ◆ 避難所設置運営担当部署との連携
- ◆ 心のケア対策

##### 【在宅避難者への支援活動】

- ◆ . . .

#### 3 記録と報告

##### 【公衆衛生活動に関する記録】

- 様式 7 避難所生活環境調査（フェーズ0～2）
- 様式 8-1 避難所日報（避難所状況）
- 様式 8-2 避難所日報（避難者状況）
- 様式 9 避難所健康状況連名簿（避難者全員の健康状況を記録）
- 様式 10 健康相談票（支援が必要な者について作成）・・・随時、市町村に報告
- 様式 11 経過用紙（健康相談）
- 様式 13 避難所（巡回）健康相談実施状況報告書（毎日の健康相談状況を記載）
- 様式 20 公衆衛生スタッフ活動報告書（次班との交代時に作成）
- 別紙様式 感染症患者発生状況報告書

##### 【報告の留意事項】

別紙様式については、〇〇〇〇に毎日報告してください。（FAX可）

#### 4 毎日のミーティング

- ・ 1日1回 午前 〇時〇〇分 〇市・町〇〇（場所：\_\_\_\_\_）
- ・ 各避難所等の活動拠点から、1名以内で参加してください。
- ・ 内容：保健活動に関する情報交換・課題の共有、被災地の最新情報の提供、活動内容

#### 5 診療可能医療機関

- ・ 救護所開設状況
- ・ 医療機関の稼働状況（診療状況、場所、開設時間、診療科）

#### 6 保健・福祉に関する相談等の状況

- ・ こころのケアに関する相談、歯科保健に関する相談、栄養に関する相談等
- ・ 相談場所、相談方法、連絡先
- ・ 栄養に関する対応で困った場合は、様式17巡回栄養相談記録票を〇〇保健所に提出してください。

#### 7 物品問合せ窓口

持参した物を優先して使用してください。  
公衆衛生活動で不足するものがある場合は、\_\_\_\_\_に連絡してください。

#### 8 連絡先

- ・ 〇〇保健所 担当者 連絡先 \_\_\_\_\_
- ・ 市町村名担当者 連絡先 \_\_\_\_\_

#### 9 その他

- ・ ライフラインの復旧状況
- ・ 公共交通機関の状況
- ・ ボランティア窓口（名称、場所、電話番号等を明記）

#### 10 避難所の地図 別紙

\* 市町村や県担当者の多くも被災者であることを忘れないで下さい。



## 【例2】 健康調査のオリエンテーション

### 1 活動のための準備

#### 【避難所に行く前に】

- ◆ 集合場所で、活動内容についてオリエンテーションを受けてください。
- ◆ 緊急連絡先をお知らせください。氏名、所属、携帯電話番号等

### 2 健康調査

#### 【避難者の健康確認、健康相談】

- ◆ 目的
- ◆ 対象地区・対象世帯
- ◆ 担当する調査地区は、派遣公衆衛生スタッフ配置計画表のとおりです。
- ◆ 調査地区までの移動手段・集合場所
- ◆ 調査時の留意点
  - ・ 避難所健康状況連名簿によって、聞き取りを行ってください。  
家族状況、身体状況、受診状況、困りごとの有無
  - ・ 健康上の問題があり、継続支援が必要な人については、様式10健康相談票を作成し、必要に応じて、受診や専門家（心のケア）等の相談を勧めて下さい。
  - ・ 要援護者については、必要に応じて福祉避難所・介護福祉施設への移動について調整を行う。
  - ・ 必要な情報提供を行う。（保健医療福祉介護の情報、生活に関する情報等）
- ◆ 不在の場合の対応について
- ◆ 調査内容の集約について

### 3 記録と報告

- 【健康調査】 様式 9 避難所健康状況連名簿  
様式 10 健康相談票  
様式 20 公衆衛生スタッフ活動報告（次班との交代時に作成）  
様式〇 については、 に毎日報告（FAX可）

\* 4～10については例1避難所活動のオリエンテーションと同じ

## 【例3】 応急仮設住宅活動のオリエンテーション

### 1 活動のための準備

- ◆ 集合場所で、活動内容についてオリエンテーションを受けてください。
- ◆ 緊急連絡先をお知らせください。氏名、所属、携帯電話番号等
  - ・ 現地（応急仮設住宅等）で引継ぎを受けた方は、公衆衛生スタッフの連絡先を〇〇保健所にFAXしてください。

### 2 応急仮設住宅における活動内容

#### 【応急仮設住宅入居者調査】

- ◆ 担当応急仮設住宅・対象世帯数
- ◆ 調査内容
- ◆ 担当地区は、公衆衛生スタッフ配置表のとおりです。
- ◆ 調査時の留意点
  - ・ 調査票によって、聞き取りを行う（家族状況、身体状況、受診状況、困りごとの有無、地域交流の状況、ペットの有無等）
  - ・ 健康上問題があり、継続支援が必要な場合は、必要に応じて受診や専門家（心のケア）等の相談を勧め、様式10健康相談票を作成する。
  - ・ 必要な情報提供を行う。（保健医療福祉介護の情報、生活に関する情報等）
- ◆ 不在の場合の対応について
  - 生活している様子があるか確認する。（未入居・入居）

#### 【応急仮設住宅における健康相談等】

- ◆ 健康相談、健康教育の実施
- ◆ 保健医療福祉に関する情報提供
- ◆ 必要に応じて、自治会長などの地域代表との健康問題等や今後の活動等について協議を行う。

### 3 記録と報告

#### 【応急仮設住宅における活動内容】

- 様式 23 応急仮設住宅入居者健康調査票  
様式 12 避難所等相談対応票（実施した場合、相談者名を記載）  
様式 13 避難所（巡回）健康相談実施状況報告書（実施した場合健康相談状況を記載）  
様式 20 公衆衛生スタッフ活動報告書（次班との交代時に作成）

【報告の留意事項】 様式〇については、 に毎日報告（FAX可）

\* 4～10については例1避難所活動のオリエンテーションと同じ

## 8. 保健師以外の公衆衛生スタッフの行う支援

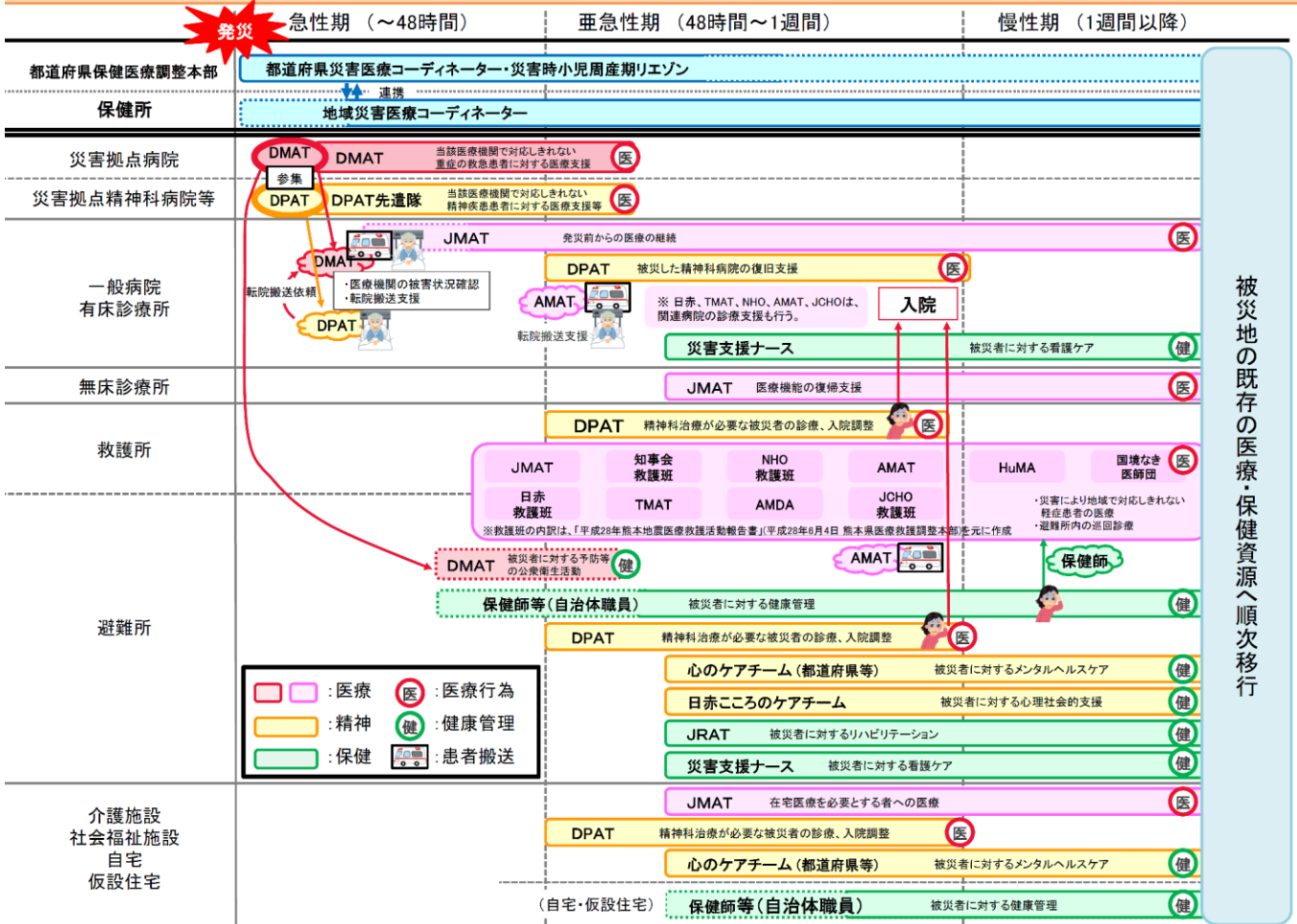
	医師	歯科医師・歯科衛生士	管理栄養士	リハビリテーション職	食品衛生監視員	環境衛生監視員	精神保健相談員	事務員
場 (避難所・テント・応急仮設住宅等)	フェーズ0	・救命救急、搬送調整に関わる支援		・食料、水の衛生管理に関する支援		・食料、水の衛生管理に関する支援	・給水、飲料水の安全に関する支援	・管内の避難所、救護所等に関する資料等の作成
	フェーズ1	・医療救護班等の設置や調整に関わる支援	・公衆衛生物品に関する支援		・避難所等での転倒防止、導線の工夫、寝食分離、福祉用具、自助具等への支援	・配食食品、飲料水、炊き出し等の食品の安全、衛生管理・(食中毒予防含む)に関する支援	・避難所生活環境整備に対する支援・感染症予防対策(排泄、廃棄物、消毒、ペット対策、防虫対策等)に関する支援	・緊急対応等に関わる支援
	フェーズ2		・断水時の口腔衛生に関する支援	・食品の供給、栄養状態把握、指導に関する支援	・生活不活発病予防・早期発見に関する支援		・テント生活者等の生活環境応急給水、仮設浴場の設置に関する情報提供支援	
	フェーズ3	・避難者健康診断、集団予防接種(インフルエンザ)に関する支援					・中長期的環境問題(布団乾燥、クリーニング、仮設浴場、悪臭、室温等)に関する支援	・避難生活の長期化、ストレス等に伴うアルコール問題等に関する支援
	フェーズ4						・応急仮設住宅の生活環境相談に関する支援	
応急仮設住宅入居者の健康調査訪問に関する支援								
災害時要援護者安否確認								
要援護者等支援	フェーズ0	・救急・重症患者対応調整						
	フェーズ1			・離乳食やミルク、高齢者用の食品等確保、特別栄養食品(糖尿病患者、腎疾患患者、食物アレルギー等)に関する支援	・手すりや段差解消等の転倒防止支援 ・身体能力に合わせた福祉用具や自助具の活用に関する支援		・精神科治療、服薬、精神保健施設サービス等に関する支援	・要援護者の生活や療養に必要な物資の調整に関する支援
	フェーズ2		・歯科医療、衛生物品の確認。口腔保健相談等に関する支援				・被災後の精神的症状等に関する支援	・地域医療・保健情報の提供や調整に関する業務
	フェーズ3							
	フェーズ4							
その他保健活動	フェーズ0							
	フェーズ1						・遺体の衛生管理等に関する支援	・管内避難所、救護所等に関する資料等の作成
	フェーズ2						・井戸水、湧水等の水質、応急給水に関する支援	・全戸調査訪問の企画、準備、データ入力等の支援
	フェーズ3		・義歯の喪失、破損等歯科医受診に関する支援				・公衆浴場、仮設浴場等の開設等の情報提供に関する支援	・PTSD等こころのケアに関する支援
	フェーズ4		・歯科保健、診療、相談に関する支援	・栄養相談に関する支援			・瓦礫撤去粉じん(アスベスト)に関する問合せ支援	・保健活動のモニタリング、記録、評価に関する支援、会議等に関連する支援 ・平常業務再開のための支援

## 9. 災害時における被災地外からの支援チーム等一覧

災害時支援チーム等一覧	
チーム等	内容
防災計画による救護班	防災計画により都道府県、市町村レベルで救護班が作成。
災害医療拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実・強化を図るための医療機関。都道府県は1ヶ所「基幹」拠点病院を、原則二次医療圏に各1ヶ所「地域」拠点病院を指定。
災害時健康危機管理支援チーム DHEAT（ディーヒート） (Disaster Health Emergency Assistance Team)	被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等への応援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成し、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣されるものである。
災害派遣医療チーム DMAT（ディーマット） (Disaster Medical Assistance Team)	医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）3～4名で構成され、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、厚生労働省の指定した専門的訓練を受けた災害医療扶助医療チーム。（2日間/1チーム）
日本医師会災害医療チーム JMAT（ジェイマット） (Japan Medical Association Team)	医師のプロフェッショナルオートノミーに基づき、被災地外の都道府県医師会ごとにチームを編成、被災地の医師会からの要請に基づいて派遣を行う。避難所等における医療・健康管理活動を中心として、主に災害急性期以降を担う。（3日間～1週間単位での活動）
日本赤十字社	◆救護班（原則6名1班：医師1名、看護師長1名、看護師2名、事務員2名）を派遣し、救護所の設置や巡回による医療救護活動（こころのケア含む）を行う。 ◆日赤災害医療コーディネーターチーム：災害医療コーディネーター1名、コーディネータースタッフ3名を派遣し、被災地医療ニーズの把握・分析、都道府県保健医療調整本部における関係職間との協議調整、日赤救護班の活動調整検討などを行う。
NPO法人TMAT（ディーマット） (Tokushukai Medical Assistance Team)	TMATは徳洲会グループの創始者の理念である、「生命だけは平等だ」、「人類の平和と健康の維持増進を目指すための努力を惜しまない」を基本とし、世界各地での災害発生時に災害医療救援隊を派遣し、人道的な救命活動を行う。前身は、TDMAT（徳洲会災害医療協力隊）。
災害派遣精神医療チーム DPAT（ディーパット） (Disaster Psychiatric Assistance Team)	都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた精神科医師・看護師・事務職員等数名で構成され、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム（移動日2日・活動日5日間）48時間以内に活動を開始する。
一般財団法人日本災害リハビリテーション支援協会 JRAT（ジェイラット） (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team)	災害時要援護者、新たな障害者への対応、生活不活発病への予防を目的としたリハビリテーション支援を行う。被災地対策本部又はJMAT本部からJRAT中央・現地対策本部へ要請。
日本栄養士会災害支援栄養チーム JDA-DAT（ジェーディーエーダット） (Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team)	指定栄養士会ごとに設立。被災地の都道府県栄養士会JDA-DATは、自ら、あるいは出動の要請を受けて、速やかに支援活動に入ります。災害発生後72時間以内に行動できる機動性、大規模災害に対応できる広域性、栄養支援トレーニングによる専門的スキルについて研修・訓練を受けている。
災害支援ナース	日本看護協会都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として、被災地に派遣される看護職。公益社団法人日本看護協会または災害が発生した都道府県看護協会が災害支援ナースの派遣調整を行う。
災害派遣福祉チーム DWAT（ディーワット） (Disaster Welfare Assistance Team)	DCAT（Disaster Care Assistance Team）とも呼ばれる。DMATの福祉版とも言われる。社会福祉士や介護福祉士などで構成され、被災自治体からの要請で派遣される。被災地の福祉ニーズを把握したうえで、避難所での緊急介護や衛生対策、生活環境の改善、相談事業を行う。
アジア医師連絡協議会 AMDA（アムダ） (The Association of Medical Doctors of Asia)	相互扶助の精神に基づき、災害や紛争発生時、医療・保健衛生分野を中心に緊急人道支援活動を展開。調整員、医師、看護師などの医療従事者で構成。人道援助の三原則に基づき活動。

<b>青年海外協力協会</b> <b>JOCA (ジョカ)</b> (Japan Overseas Cooperative Association)	開発途上国の人々のために自分の持つ技術や経験を生かし活動してきた青年海外協力隊の帰国隊員を中心に組織されている、内閣府認定の公益社団法人。
<b>日本災害時透析医療協働支援チーム</b> <b>JHAT (ジェイハット)</b> (Japan Hemodialysis Assistance Team)	構成団体の中心を日本臨床工学技士会、日本腎不全看護学会、日本血液浄化技術学会などの実働的団体および日本透析医会とする。被災後における透析医療継続、再開に向けた迅速、円滑な情報収集(先遣隊、情報コーディネーター、コーディネーターなどによる情報収集活動)、透析医療業務支援、物資の供給、などを行う。
<b>日本災害時公衆衛生歯科研究会</b> <b>DPHD</b> (Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry)	災害時に歯科口腔保健に必要な危機管理機能を発揮するための具体的な方策や技術等について検討し、必要な場所に、必要な時に、必要な歯科口腔支援を届けるため、具体的・実践的な社会提言を行う。
<b>災害死亡者家族支援チーム</b> <b>DMORT (ディモート)</b> (Disaster Mortuary Operational Response Team)	災害現場で遺族支援を行う派遣チーム(現場 DMORT)の組織作りや長期にわたる遺族支援に向けてのネットワーク作り、黒タッグや急性期のグリーフケアに関する啓発・研修活動を行う。
<b>日本プライマリ・ケア連合学会災害医療支援チーム</b> <b>PCAT (ピーキャット)</b> (Primary Care for All Team)	災害急性期を基本とした短期の医療支援だけでなく、亜急性期から慢性期にかけての長期の医療・保健支援を行う日本プライマリ・ケア連合学会内のプロジェクト(学術団体)。医師をはじめとする多職種の医療専門職で構成された災害医療支援チームを被災地に派遣。

災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームの一例 (熊本地震の体制を元に作成)



平成 30 年 10 月 31 日 (水) 第 9 回救急・災害医療提供体制等のあり方に関する検討会資料



10. 災害時の公衆衛生活動に関連する法令等

災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）	
＜災害時における職員派遣＞	
○指定行政機関等（各省庁）の職員の派遣要請	第 29 条第 1 項 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令に定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
○指定行政機関（各省庁）等の職員の派遣のあつせんの要請	第 30 条第 1 項 都道府県知事等又は市町長村等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
○地方自治体職員等の派遣のあつせんの要請	第 30 条第 2 項 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第 124 条第 1 項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。 第 31 条第 1 項 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。
○派遣職員の身分の取り扱い	第 32 条第 1 項 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。 第 32 条第 2 項 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分の取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。
＜災害応急対策・応急措置＞	
○災害応急対策及びその実施責任	第 50 条第 1 項 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行なうものとする。 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 八 緊急輸送の確保に関する事項 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 第 50 条第 2 項 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。
○市町村の応急措置	第 62 条第 1 項 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。
○他の市町村長等に対する応援の要求	第 67 条第 1 項 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
○指揮系統	第 67 条第 2 項 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
○都道府県知事等に対する応援の要求	第 68 条第 1 項 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
○他の都道府県知事等に対する応援の要請	第 74 条第 1 項 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない
○指揮系統	第 74 条第 2 項 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあたっては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職務を行うものとする。

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）	
○応援の指示	第14条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をすべきことを指示することができる。
○費用の支弁	第18条第1項 第4条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
○費用の求償	第20条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県に対して、求償することができる。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）	
○職員の派遣	<p>第252条の17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。</p>

厚生労働省防災業務計画（地域保健の関連が深い部分の抜粋） 平成13年2月14日厚生労働省発総第11号制定、令和3年9月14日厚生労働省発科0914第1号修正 【第1編 災害予防対策 第2章 保健医療に係る災害予防対策】	
第2節 災害時における保健医療体制の整備	<p>第5 災害時情報網の整備</p> <p>厚生労働省医政局及び健康局並びに都道府県は、大規模災害発生時において医療機関における傷病者数等の状況等の被害の規模を推測するため、広域災害及び救急医療に関する情報システム（コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療状況等の迅速な把握が可能な広域災害・救急医療情報システム（EMIS））により、国・都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p>
第7節 防疫に係る防災体制の整備	<p>1 都道府県及び市町村は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。</p> <p>2 都道府県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足する場合に備え、平常時から、器具機材の確保や近隣都道府県との応援体制の確立に努める。</p> <p>3 厚生労働省健康局並びに都道府県及び市町村は、手洗い等により自ら感染症の予防に努めることの重要性を平常時から周知することにより、災害時の感染症流行の未然防止に努める。</p> <p>4 厚生労働省健康局は、都道府県及び市町村が行う防疫に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>
第8節 個別疾病に係る防災体制の整備	<p>第1 人工透析</p> <p>1 都道府県は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた災害時の人工透析医療を確保するため、人工透析医療に係る被害者状況等の情報を収集する職員を定めるとともに、公益社団法人日本透析医学会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。</p> <p>2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う人工透析医療に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p> <p>第2 難病等</p> <p>1 都道府県及び市町村は、難病患者、小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、医療機関等の協力を求めるとともに、連絡体制を整備するなど、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。</p> <p>2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う難病等に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>
【第2編 災害応急対策 第3章 保健医療に係る対策】	
第1節 被災地の状況把握	<p>非常災害時に迅速かつ的確な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、厚生労働省医政局その他の関係部局及び地方厚生（支）局は、被災都道府県・市町村、独立行政法人国立病院機構、関係省庁、民間医療施設、医薬品等関係団体等から、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の情報共有に関するシステムを活用すること等により、以下の事項について情報収集を行う。</p> <p>(1) 被災地の衛生行政機能の被害状況</p> <p>(2) 施設・設備の被害状況</p> <p>(3) 診療（施設）機能の稼働状況</p> <p>(4) 職員の被災状況、稼働状況</p> <p>(5) 医薬品等及び医療用資器材の需給状況</p> <p>(6) 施設への交通状況 等</p>
第6節 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理	<p>第2 被災者への健康管理活動</p> <p>1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。</p> <p>(1) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。</p>



	<p>(2) 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。</p> <p>(3) 保健所等において、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村に派遣されて支援に当たる救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。</p> <p>(4) 被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2)及び(3)を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。</p> <p>(5) 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。</p> <p>(6) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。</p> <p>(7) 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。</p> <p>(8) 医療機関から、支援が必要な妊産婦についての情報提供を受けた場合には、当該妊産婦に対し、妊産婦が利用できる施設や車中泊を行うことに伴う健康上の危険性について情報提供を行うこと。</p> <p>2 被災者の避難先である市町村は、当該被災者から申出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、当該被災者の罹災状況等を勘案し、母子健康手帳の交付、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスが適切に提供されるよう配慮する。</p>
<p>第9節 防疫対策</p>	<p>1 被災都道府県・市町村は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。</p> <p>(1) 被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。</p> <p>(2) 夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ、速やかな応援要請を行うこと。</p> <p>(3) 冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザが避難所において流行することが考えられるため、被災都道府県は、手洗いの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。</p> <p>(4) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。 また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。</p> <p>(5) 被災都道府県・市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会等と連携し、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村に対して、感染対策チーム（ICT）の派遣を迅速に要請すること。</p> <p>(6) 被災都道府県・市町村は、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に、感染症に関する十分な知見を有する医師等を常駐させるよう努めること。</p> <p>(7) 被災都道府県・市町村は、迅速に、避難所における衛生状態、防疫対策の実施状態等を把握し、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に情報を集約させるよう努めること。</p> <p>2 厚生労働省健康局は、被災都道府県・市町村が実施する災害防疫活動を支援するため、被災都道府県・市町村に対して、防疫に関する十分な知識を有する職員を派遣する等、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>

<p>地域保健対策の推進に関する基本的な指針（健康危機管理と関連の深い部分の抜粋） 平成六年十二月一日厚生省告示第三百七十四号 最終改正：平成二十七年三月二十七日厚生労働省告示第百八十五号</p>	
<p>第一 地域保健対策の推進の基本的な方向</p>	
<p>5. 地域における健康危機管理体制の確保</p>	<p>1 健康危機管理体制の確保 都道府県及び市町村は、地域において発生し得る健康危機に対して、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう、当該健康危機の際に生じ得る地域住民への精神的な影響も考慮した上で、地域における健康危機管理体制を構築する必要がある。 このため、都道府県及び市町村は、それぞれの保健衛生部門の役割分担をあらかじめ明確にするほか、健康危機に関する情報が、健康危機管理体制の管理責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、当該管理責任者の下で一元的に管理される体制を構築するとともに、管理責任者から都道府県及び市町村の保健衛生部門に対する指示が迅速かつ適切に伝達される必要がある。また、他の地方公共団体を含む関係機関及び関係団体との連携及び調整も図る必要がある。なお、健康危機管理体制の管理責任者は、地域の保健医療に精通しているという観点から保健所長が望ましい。 また、都道府県及び市町村は、健康危機が発生した場合の危機管理への対応について定めた手引書を作成するとともに、当該手引書の有効性を検証するための訓練、健康危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成、当該危機管理に必要な機器及び機材の整備等を行う必要がある。</p> <p>2 大規模災害への備え 都道府県及び市町村は、大規模災害時に十分に保健活動を実施することができない状況を想定し、他の地方公共団体や国とも連携して、大規模災害時の情報収集、医療機関との連携を含む保健活動の</p>

	<p>全体調整、保健活動への支援及び人材の受入れ等に関する体制を構築する必要がある。</p> <p>3 地域住民への情報提供</p> <p>国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、地域住民や関係者との相互の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）を実施するよう努める必要がある。</p>
<b>第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項</b>	
2 保健所の運営	<p>(一) 都道府県の設置する保健所</p> <p>(6) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化</p> <p>ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努めること。</p> <p>また、健康危機管理に関する住民の意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。</p> <p>イ 健康危機発生時において、保健所は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、患者の診療情報等の患者の生命に係る情報の収集及び提供、健康被害者に対する適切な医療の確保のための支援措置等を行うこと。また、管内の市町村に対して法令に基づき、健康危機管理を適切に行うこと。</p> <p>ウ 健康危機発生後において、保健所は、保健医療福祉に係る関係機関等と調整の上、健康危機発生に当たっての管理の体制並びに保健医療福祉の対応及び結果に関し、科学的根拠に基づく評価を行い、公表するとともに、都道府県が作成する医療計画及び障害者計画等の改定に当たって、その成果を将来の施策として反映させることが必要であること。なお、健康危機による被害者及び健康危機管理の業務に従事する者に対する精神保健福祉対策等を人権の尊重等に配慮しつつ、推進すること。</p>
<b>第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項</b>	
5 地域における健康危機管理体制の確保	<p>地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。このため、国、都道府県及び市町村は、次のような取組を行うことが必要である。</p> <p>1 都道府県は、健康危機管理に際して、救急医療体制の整備、健康危機情報の収集、分析及び提供等を行うこと。</p> <p>また、健康危機に関する事案の発生時に、市町村と有機的に連携した対応ができるよう、市町村と密接な連携体制を整えること。</p> <p>2 政令市及び特別区は、保健所等の関係機関及び都道府県との連携を図るほか、地方衛生研究所等の充実等を行うことにより、検査機能の充実強化を図ること。</p> <p>また、政令市においては、本庁及び保健所等における健康危機管理に関する事務分担が不明確であること又は本庁と保健所の持つ機能が不均衡であることがないよう、平時より健康危機管理へ対応する体制整備を十分図ること。</p> <p>3 市町村は、健康危機情報を把握した場合には、法令に基づく対応を行うほか、住民に最も身近な地方公共団体として、住民に対する健康被害予防のための情報の提供に大きな役割を担うこと。</p> <p>4 政令市及び特別区を除く市町村は、都道府県の設置する保健所に対して、収集した健康危機情報を速やかに伝達し、保健所長の法令に基づく指示、技術的助言及び支援を受け、これらに基づく対応を行うこと。</p> <p>5 都道府県及び市町村は、複数の都道府県に及ぶ大規模災害の発生に備えて、地方公共団体間で情報収集、情報提供、要支援者への支援等の保健活動の連携体制を強化するとともに、国は、広域的な災害に係る保健活動に資する人材の育成を支援し、保健活動に携わる保健師等について、迅速に派遣のあっせん・調整を行う仕組みを構築すること。</p> <p>6 新型インフルエンザ等対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた万全の体制を確立するため、都道府県は、政府行動計画に基づき都道府県行動計画を、市町村は、都道府県行動計画に基づき市町村行動計画を速やかに策定すること。保健所及び地方衛生研究所は、当該行動計画を踏まえ、地域の保健医療の管理機関としての機能及び役割を果たすとともに、都道府県は、市町村への技術的支援などを積極的に行うこと。</p>